

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成24年8月29日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|--|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成24年7月16日午後5時20分頃、被害者が町道大井川・西土佐線をランニング中、道路脇斜面から落石があり左下腿及び右足首付近を負傷させたもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金19,160円
内訳（治療費用） | |